

「中華人民共和国会社法」について(5)

法律責任を中心に

王 東明

1 法律責任

法律責任は民事責任、行政責任および刑事責任に分けられ、主に「会社法」の第十章「法律責任」で規定され、第十章以外にも法律責任の規定が含まれている。例えば第一章第六十三条では、取締役、監査役および支配人(社長)が会社の職務執行中に、法律、行政法規または会社定款の規定に違反し会社に損害を与えた場合、賠償の責任を負うと規定している。以下、主に第十章を通して法律責任の規定を見ていこう。

(49)

(1) 会社の設立および株式・債券の発行に関する法律責任

第二〇六条は登録資本の虚偽報告、虚偽の証明書類の提出またはその他詐欺的手段を使い重要事実を隠匿して会社登記を行った場合、その会社に対して是正を命じ、虚偽の資本登録については登録資本金額の五%以上一〇%以下の罰金、その他については一万元以上一〇万元以下の罰金を課し、状況が重大な場合は会社の登記を取消す。犯罪に該当する場合は刑事責任を追究する。また第二〇七条は虚偽の株式募集説明書、株式申込書および会社債券募集説明書を作成し、株券または会社債券を発行した場合は、その発行停止を命じ、募集した資金およびその利息を返還させ、不法募集の資金額の二%以上五%以下の罰金を課する。犯罪に該当する場合は刑事責任を追究する。要約すると会社登記あるいは株式・債券発行に際し登録資本および株式・債券募集などに関して虚偽・隠匿の行為があった場合は、会社に対して罰金あるいは登記抹消の処罰を課し、犯罪に該当する場合は刑事責任を追究することになっている。

また関係主管機関の認可なしに無断で株式または会社債券を発行した場合は、その発行の停止、募集した資金およびその利息の返済を命じ、不法募集の資金額の二%以上五%以下の罰金を課する。犯罪に該当する場合は、刑事責任を追究する(第二一〇条)。

(2) 発起人と株主に関する法律責任

会社の出資者である発起人、株主が金銭、有体財産の未交付または財産権転移の不履行、虚偽的な出資をした場合、また会社の成立後その発起人と株主の出資を払戻した場合は、その是正を命じ、虚偽の出資金額あるいは払戻した出資金額の五%以上一〇%以下の罰金を課し、犯罪に該当する場合は刑事責任を追究する(第二〇八条、第二〇九条)。

(50)

(3) 財務会計および資産評価に関する法律責任

第二二一条は会社が法定の会計帳簿以外の帳簿を使用した場合、その是正を命じ、一万元以上十万元以下の罰金を課し、状況が重大な場合は会社の登記を取消す。また会社資産をいかなるもの名義を問わず口座を開設し預金した場合、その違法所得を没収し、かつ違法所得の一倍以上五倍以下の罰金を課する。犯罪に該当する場合

は刑事責任を追及する。第二二二条では会社が株主および一般公衆に虚偽のまたは重要事実を隠匿した財務会計報告書類を提供した場合、主管責任者およびその他直接担当者に対し一万元以上一〇万元以下の罰金を課し、犯罪に該当する場合は刑事責任を追及する。

資産の評価、検査または検証を担当する機構が虚偽の証明書類を提出した場合は、違法所得を没収し、違法所得の一倍以上五倍以下の罰金を課し、かつ関係主管機関は当該機構の業務停止を命じ、直接責任者の資格証明証を取消す。犯罪に該当する場合は刑事責任を追及する。また資産の評価、検査または検証を担当する機構が過失により重大な遺漏のある報告書を提出した場合は、その是正を命じ、状況が重大な場合、所得の一倍以上五倍以下の罰金を課し、かつ関係主管機関は当該機構の業務停止を命じ、直接責任者の資格証明証を取消すことができる(第二一九条)。近年、有資格の資産評価機構は増えつづけ、九六年末現在三、三〇〇か所、従業員数は五五、〇〇〇人(有資格の資産評価師・五、八四四人)に達し、そのうち証券業務に従事する資産評価機構は一一五か所になった。全国資産評価機構の評価資産額は九六年末現在二兆元を超え、その増加額は一兆元にのぼり、特に国有資産権益の保護に役割を果たしたと報道されている。

以上の三項目は、会社の私設帳簿、私設口座開設あるいは株主に対する財務会計の虚偽報告・隠匿行為および資産評価機構の虚偽証明書類作成あるいは過失による重大な遺漏があった場合の法律責任である。その他、会社が本法に規定する法定積立金、法定公益金を積立てない場合、不足金額の積立てを命じ、会社に対し一万元以上一〇万元以下の罰金を課すことができる(第二一六条)。

(4) 取締役、監査役および支配人(社長)に関する法律責任

第二二四条は、取締役、監査役および支配人(社長)がその権限を利用し、収賄、その他の違法収入を取得、または会社の財産を侵害した場合は違法所得を没収し、会社財産の返還を命じ、会社が処分を行う。また取締役、支配人(社長)が会社資金を流用しまたは他人に貸出した場合はその返還を命じ、会社が処分を行い、得た所得を会社へ返還する。以上の項目で犯罪に該当する場合、刑事責任を追及する。さらに取締役、支配人(社長)が会社資産を自社株主またはその他個人へ債務の担保として提供した場合、その担保の取消を命じ、賠償責任を負わせる。違法な担保の提供による所得は会社に返還させる。状況が重大な場合は会社が処分を行う。その他、第二二五条では本法規定に違反して取締役、支配人(社長)が本人または他人のために会社と類似の業務を経営する場合は、その所得を会社に返還させるほか、会社が処分を行うことができる。

ここで企業の経営・監督責任者である取締役、監査役および支配人(社長)の違法行為に対しては、民事責任、行政責任さらに刑事責任を明記している。

(5) 会社の合併・分割および清算に関する法律責任

会社の合併・分割、登録資本の減少または清算において、債権者へ通知または公告をしない場合、その是正を命じ、会社に対し一万元以上一〇万元以下の罰金を課する。また会社の清算時に、財産の隠匿、貸借対照表または財産目録の虚偽の記載、あるいは債務弁済の前に会社財産を分配した場合は、その是正を命じ、隠匿した財産または債務弁済前に不法分配した会社財産金額の1%以上5%以下の罰金を課する。主管人員とその他の直接責任者に対し一万元以上一〇万元以下の罰金を課する。犯罪に該当する場合は刑事責任を追及する(第二一七条)。

また第二二八条は清算組織が登記機関に清算報告書を提出せず、または提出された清算報告書に重要な事実の隠匿または重大な遺漏があった場合は、その是正を命ずる。清算組織の構成員がその権限を利用して私利私欲のために悪事を働き、不法な所得を図り、または会社財産を侵害した場合、会社財産の返還を命じ、不法所得を没収し、かつ不法所得と同額以上五倍以下の罰金を課する。犯罪に該当する場合は刑事責任を追及する。

(6) 行政処分

本法の規定に違反する以下の項目については、主管責任者およびその他直接担当者に対して行政処分を行う。
犯罪に該当する場合は刑事責任を追及する。(1) 国有資産を低価で株式に換算、譲渡または個人へ無償分配した場合(第二二三条)。(2) 国務院が授権した関係主管部門が違法な会社の設立申請または違法な株式発行の申請を認可し、状況が重大な場合(第二二〇条)。(3) 国務院証券管理機関が違法な株式の募集、株券の上場取引および債券の発行申請を認可し、状況が重大な場合(第二二一条)。(4) 会社の登記機関が違法な登記の申請を登記し、状況が重大な場合(第二二二条)。(5) 会社登記の上級機関が登記機関に対し違法な登記申請の受理を命じた場合、または違法な登記を保護した場合(第二二三条)。ここでは関係主管機関の主管者および責任者の違法行為を取り締まり、さらに犯罪に該当する場合は刑事責任を追及することになっている。

(53)

(7) 会社の登記および登記事項の変更に関する法律責任

有限会社または株式会社の登記を行わず、偽ってその名義を使用した場合、その是正を命ずるか取締りを行い、かつ一万元以上一〇万元以下の罰金を課することができる。犯罪に該当する場合は刑事責任を追及する(第二二四条)。そして第二二五条では会社設立後、正当な理由なく六か月を超えて開業しない場合、または開業後、自己都合で六か月以上連続して業務を停止した場合、登記機関はその営業許可証を取消す。会社の登記事項を変更すべきときに、必要な変更登記を行わない場合、期限を設定して登記を命じ、その期限を過ぎても登記しない場合、一万元以上一〇万元以下の罰金を課する。

(8) 外国会社の営業所に関する法律責任

第二二六条は外国会社が無断で中国国内に営業所を設置した場合、その是正または閉鎖を命じ、かつ一万元以上一〇万元以下の罰金を課することができる。つまり関係主管機関の許可なしに、外国会社は中国の国内に営業所を設立してはならないということである。

(9) 行政訴訟

認可権限を持つ関係主管機関が、法定条件を満たした申請を認可しない場合、または会社の登記機関が法定条件を満たした申請を登記しない場合、再討議の申請または行政訴訟を提起することができる(第二二七条)。

(10) 民事賠償責任優先の原則

第二二八条では会社が本法規定に違反し、民事賠償責任および罰金の支払を負ったにもかかわらず、その財産が支払に不足する場合は、先に民事賠償責任を負う。ここでは会社の違法行為に対し民事賠償責任優先の原則を強調している。

(54)

(11) 刑事責任

第十章「法律責任」では全条文二三条(第二〇六条、第二二八条)のうち一七条の条文に刑事責任の規定がある。これらの条文は以上見た通り、会社の責任者、関係主管機関の主管者および責任者の違法行為に対して、刑事責任を課している。

今年の一〇月一日に実施された新しい改正「刑法」はインサイダー取引、市場操作、詐欺・虚偽的行為など金融犯罪の規定を改正し、第三章の第四節に「金融管理秩序破壊罪」を設け、金融・証券の違法行為に対する刑事責任を強化する措置を取っている。⁽²⁾最近五年間、中国証券管理監督委員会(中国版SEC)は一〇〇件余りの証券犯罪を摘発し、一〇〇余りの機関と七〇余りの個人が処罰を受けた。⁽³⁾その内、特に万国証券の「三二七国債先物違法取引事件」が有名であった。九五年三月、当時中国最大手の証券会社である万国証券で国債の先物取引に違法行為が発生し、会社に大きな損失を与えた。裁判所はそれを受けて刑事責任を追及し、当時の責任者である管金生氏(元社長)に対して収賄と公金の私用罪で一七年の実刑判決を下した。⁽⁴⁾この違法事件の影響でそれ以降、国債先物取引も停止された。また最近、中国政府は今年の株式売買に関する一連の違法行為に対して、銀行・大手証券会社・上場企業のトップを更迭するなどの厳重な処分を発表した。⁽⁵⁾これらの法措置は市場秩序の維持、投資家保護に重要な役割を果たしていると思われる。

2 むすびにかえて

以上、四回にわたって「会社法」の法規定の主な内容を紹介し、同時に会社制度の導入および法執行の状況にも一部触れた。有限責任原則を中心に取り入れた「会社法」は施行から三年の歳月を経ており、昨年九月末現在「会社法」に基づいて全国で設立された会社は四一・四四万社に達し、その登録資本金は二兆五、九三三・五九億元にのぼった。⁽⁶⁾また昨年の八月末現在、上海と深圳両証券取引所に上場を果たした企業数は七〇八社を数え、発行済株式数は一、五九七億株、時価総額は一兆六、四三四億元に達し、国内総生産(GDP)に占める割合は二四%になった。そして全国の証券会社は九八社、証券業務兼業の機関は二三〇社、県以上都市部の証券取引営業所は二、四二〇箇所、証券業の従業員数は一〇万人に達し、株主は三、一〇〇万人になった。⁽⁷⁾株式市場の資金調達額(海外上場を含む)は二、五六〇億元に達し、そのうちB株(国内で海外投資家向け株式)、H株(香港株式市場の中国企業株)、N株(ADR方式でニューヨーク上場の中国企業株)などを通じて調達した外資は一三五・四億ドルになった。⁽⁸⁾

以上のような成果を挙げた会社制度(有限会社、株式会社)の導入の裏で、法律人材の不足現象が現われている。司法部(法務省)、中国証券監督管理委員会両機関の「証券の法律業務に従事する弁護士および弁護士事務所」の資格認定に関する暫定規定⁽⁹⁾に基づき認定した弁護士は一九九五年度わずか五九六人で、弁護士事務所は一三六所に止まった。ちなみに証券法律業務の資格(許可証)を持つ弁護士の数は、一番多い広東省で八八人、少ない西藏自治区で二人、湖南省ではわずか一人だった。しかし証券法律業務開業には両方(弁護士、弁護士事務所)の認定が必要で、深刻な人材不足が会社制度の導入および法の遵守の障害になっている。⁽⁹⁾しかし一九九六年末現在、証券法律業務の有資格(許可証)弁護士事務所は四二三所に増え、弁護士も一、七〇三人になった。⁽¹⁰⁾人材不足状況は改善しつつある。

「会社法」は「現代企業制度」確立の基準であり、また「社会主義市場経済」体制を構築する法体系の基礎でもある。しかし公平かつ公正であるべき「会社法」は国有企業に対し様々な特例を設けている。例えば、国有企

業が株式会社で改組される場合、発起人は五人以下でもよいが、その他の企業形態の集団企業、私営企業などにはその特権がなく、法定発起人数は五人以上でなければならない。また特例は一〇〇%国有企業は単独で有限会社を設立することができるが、集団企業および私営企業は単独で有限会社を設立することはできず、法律上公平を欠くという批判がある¹¹⁾。ちなみに外資系企業は「中華人民共和国外資企業（単独出資）法」に基づいて単独出資の有限会社を設立することもできる。こうした特例の背景には現在進行中の国有企業改革を促進する狙いがあり、これが「会社法」の特徴とも言える。その他、「会社法」は株式の発行、譲渡、上場会社および会社債券の規定を含み、今後成立が期待されている「証券法」との重複をどのように調整するか、関心の持たれるところである。

また一部の国有企業は会社組織変更後も古い慣行をそのまま残し、会社制度に基づいた企業運営や、会社組織（株主総会、取締役会、監査役会）の機能を十分に發揮できず、いわゆる「翻牌公司」（企業名だけを会社にし、実際はその機能を果たしていない名前だけの株式会社）の問題が存在している¹²⁾。つまり一部の上場企業の経営者は会社制度の導入で株式発行による資金調達だけに熱中し、抜本的な企業改革、経営メカニズムの転換を軽視する立場を取り、株主総会、取締役会、監査役会の形骸化、虚偽の情報開示を行ない、調達資金を企業投資に使わず、株式投機に走るなどの現象が現われている。「換湯不换藥」（見掛けは変わっても、中身は変わらない）、「穿新鞋走老路」（新しい靴を履いて古い道を行く）という言葉に象徴されているように真の意味の企業改革を避けるという問題が生じている。統計によると、現在七〇〇社余りの上場企業のうち少なくともその五%以上が「会社法」に基づいた企業経営を行わず、「規範化」から逸脱している¹³⁾。

資金調達だけを重視し抜本的な企業改革を軽視する立場が「現代企業制度」の確立にとって弊害となることはもちろんで、「一股就靈」（株式制度を導入すれば、どんな問題もうまくいく）という考えは避ける必要がある。つまり企業経営にとって健全な企業制度と経営努力のどちらも欠かせない。今後、有限責任制に基づいた「現代企業制度」（有限会社、株式会社）の下で、国家株主、法人株主（国有法人、一般法人）、個人株主といった株主、経営者、従業員、債権者、業務先など様々な企業利害関係者（ステークホルダー）の利益調整や企業のコーポレート・ガバナンス（企業統治）の在り方については重要な課題になると思われる。「会社法」が従来中国の企業分類（国有、集団所有、個人所有ごと）の法規定の枠を超えて有限責任制を導入したことは大きな前進といえるであろう。

注

(1) 「人民日報（海外版）」一九九七年八月六日。「中国証券報」一九九七年五月二日。「中国改革報」一九九七年二月四日。

(2) 「中国証券報」一九九七年三月一七日、六月一三日。

(3) 「人民日報（海外版）」一九九七年一〇月六日。

(4) 「中国証券報」一九九五年九月二日、同九七年二月一七日。

(5) 「人民日報（海外版）」一九九七年六月一三日。「中国証券報」一九九七年六月一三日。

(6) 「中国証券報」一九九七年一月七日。

(7) 「人民日報（海外版）」一九九七年一〇月六日。

- (8) 「中国証券報」一九九七年一月一六日。
- (9) 「中国証券報」一九九六年一月九日。
- (10) 「中国証券報」一九九七年五月二日。
- (11) 「中国改革報」一九九六年一月二六日。
- (12) 「中国改革報」一九九七年一月五日。
- (13) 「中国改革報」一九九七年一月一八日。